

教職課程科目一覧表／高等学校教諭一種免許状（公民）

【経済学部 経済学科】2022年度新入学生より適用

	教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学開講科目		配当学年				備考
	科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	科目名	単位	1年	2年	3年	4年	
第66条の6に定める科目	日本国憲法		2	*法と社会(日本国憲法)	4	●				
	体育		2	*健康・スポーツⅠ	2	◎				何れかを選択必修
				*健康・スポーツⅡ	2		◎			
	外国語コミュニケーション		2	*英語コミュニケーションⅠ	1	●				
				*英語コミュニケーションⅡ	1	●				
情報機器の操作		2	*情報処理演習Ⅰ	2	●					
			*情報処理演習Ⅱ	2	○					
最低修得単位数の合計			8	合計8単位以上を修得すること						

	教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学開講科目		配当学年				備考	
	科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	科目名	単位	1年	2年	3年	4年		
教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理（中高）	2		●				
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職入門（中高）	②		●				
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度論（中高）	②		●				
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育と発達の心理学（中高）	2		●				
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育概論（中高）	2			●			
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論（中高）	②		●				
	導徳法及び生徒指導に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	8	総合的な学習の時間の指導法（中高）	2			●			
		特別活動の指導法		特別活動方法論（中高）	2			●			
		教育の方法及び技術		教育方法論（情報通信技術の活用含む）（中高）	2				●		
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		生徒・進路指導論（中高）	2			●			
教育実践に関する科目	教育実習	3	教育実習Ⅰ（中高・事前事後）	1				●	●		
	教育実習Ⅱ（中高）		4					◎	何れかを選択必修		
	教育実習Ⅲ（中高）		2					◎			
	教職実践演習	2	教職実践演習（中高）	2					●		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	「法学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	24	*法学	4		●				
		「社会学、経済学（国際経済を含む。）」		*法と人権	2	○					何れか1科目以上を選択必修
				*政治学	2	○					
				*経済学	④	●					
				*マクロ経済学	4		◎				
				*国際経済	4		◎				
				*財政学	4		◎				
				*労働経済学	4				◎		
				*環境経済学	4				◎		
				*社会学	②	●					
	*哲学・倫理学	②		○							
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	*宗教学	②		●						
		*心理学	2	○							
公民科教育法Ⅰ		②		●							
	公民科教育法Ⅱ	②		●							
大学が独自に設定する科目			12 (注3)	道徳教育の指導法（中）	2		○				
最低修得単位数の合計			59	「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」から計59単位以上を修得すること							

●印：必修科目 ◎印：選択必修科目 ○印：選択科目

- 注1) 「教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目」から合計8単位以上を修得すること。「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「大学が独自に設定する科目」から合計59単位以上を修得すること。
- 注2) 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」は、中学校免許取得者は8単位以上、高等学校免許取得者は4単位以上修得することが定められている。
- 注3) 大学が独自に設定する科目について
「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低修得単位数を超えて単位を修得した場合は、「大学が独自に設定する科目」の単位として計算される。
- 注4) *印を付した科目は、卒業単位数に算入する。
- 注5) 教育実習Ⅰの事前指導に合格していない場合、教育実習Ⅱ・Ⅲは履修できない。
- 注6) 単位数に○印を付した科目について免許教科毎に5科目以上を修得していない場合、教育実習Ⅱ・Ⅲは履修できない。
- 注7) 履修カルテの課題を所定の時期までに達成すること。